

国民健康保険からの お知らせ

●新しい保険証を送付します

皆さんが、現在ご使用中の国民健康保険被保険者証の有効期限は、8月31日までとなっております。新しい保険証を各世帯へ「簡易書留郵便」にて8月下旬に郵送いたします。

古い保険証は、9月1日以降は使用できませんので、各家庭において廃棄してください。

●忘れていませんか？

会社の健康保険等に加入された場合は、必ず14日以内に国民健康保険の資格喪失の届出をしてください。

●問合せ先

民生部住民課

失業した方へ！ 国民健康保険税が 安くなります

失業した方のうち、倒産や解雇（特定受給資格者）、雇止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

●対象者

離職の翌日から翌年度末までの期間において、次の理由により失業等給付を受ける方です。

①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇）

②雇用保険の特定理由離職者（雇止め）

●軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。前年の給与所得をその30/100とみなして計算します。

●軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象になります。会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

●問合せ先

民生部住民課

全国一斉「子どもの 人権110番」強化 週間の実施について

いじめ、虐待など、子どもの人権に関わる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

●日 時

8月29日(水)～9月4日(火)

午前8時30分～午後7時

ただし、9月1日(土)、2日

(日)は午前10時～午後5時

●電 話

子どもの人権110番(相談専用電話)

☎0120-0007-1110

(フリーダイヤル)

(フリーダイヤル)

●問合せ先

名古屋法務局人権擁護部

☎052-952-8111

(内線1483)

神経系難病患者さん、 ご家族のための 講演会・交流会

●内 容

講演 「音楽で楽しいひとときを過ごしましょう」

※講演後に交流会を行います。

●講 師

音楽療法 カキツバタ 音楽療法士 堀尾礼子氏

●日 時

8月31日(金)

午後1時30分～3時30分

●場 所

愛西市佐織総合福祉センター
2階会議室(愛西市小津町観音堂27)

●対 象

神経系難病患者さんとそのご家族

●申込期限

8月24日(金)※定員30名。

●申込み・問合せ先

津島保健所健康支援課

☎26-4137